

次のとおり、るるパーク屋外遊具リニューアル業務に関する企画提案競技を実施するので、公示する。

令和 7 年 4 月 18 日
大分県知事 佐藤 樹一郎

募 集 要 項

1 趣旨

大分農業文化公園（愛称:るるパーク）が開園した 2003(平成 13)年から設置されている大型遊具 2 基をリニューアルし、来園者が安心して楽しむことができる遊具整備を行うことで、来園者の増加、来園者の満足度向上を目指す。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 るるパーク屋外遊具リニューアル業務
- (2) 履行場所 大分県杵築市山香町大字日指 1-1
(公園西側) プレイファームランド
(公園東側) レイクサイドキャッスル
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (4) 業務概要 公園内に設置されている屋外遊具 2 基のリニューアル。（設計・施工）
詳細は、別紙「るるパーク屋外遊具リニューアル業務仕様書」のとおり。
- (5) 限度額 60,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 募集及び企画提案競技スケジュール

公募開始	令和 7 年 4 月 18 日(金)
質問票の受付期限	令和 7 年 5 月 7 日(水) 17 時必着
参加申込及び提案書の提出期限	令和 7 年 5 月 20 日(火) 17 時必着
一次審査(書面審査)結果通知	令和 7 年 5 月 21 日(水) 予定
二次審査(プレゼンテーション)の開催	令和 7 年 5 月 23 日(金) 14 時 30 分開始予定
最終審査結果の通知	令和 7 年 5 月 26 日(月) 予定

4 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 単独で参加する者

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 大分県知事から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 遊具整備業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - (ア) 本業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
 - (イ) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - (ウ) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
 - (エ) 大分農業文化公園で行う審査委員会（二次審査）に参加できること。
 - (オ) 県との情報共有に必要な通信施設設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っ

ていること。(インターネット接続環境があることを前提とする。)

- ⑤ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準じるものとして、大分県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- ⑦ 九州管内に本店または支店、営業所を置き、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。(本要項3に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。)
- ⑧ 本事業の整備にあたっては、一般社団法人日本公園施設業協会(以下、同協会)のSP認定企業であり、同協会の認定制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者を配置できること。
- ⑨ 国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」や同協会の「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に準拠した製品を納めることができる企業であること。

(2) 共同企業体で参加する者

- ① いずれかの構成員を代表者とする。
- ② 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、前記(1)の①から⑥の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体の代表者が、前記(1)の⑦から⑨の要件を満たす者であること。
- ⑤ 応募事業者は他の応募事業者の協力企業でないこと。また、協力企業は、複数の応募事業者の協力企業とならないこと。

5 提案方法

(1) 実施要領及び様式の交付

- ア 交付期間 令和7年4月18日(金)から令和7年5月20日(火)17時まで
- イ 交付方法 大分県庁ホームページからダウンロードすること
<http://www.pref.oita.jp/site/nyusatu-koubo/okugaiyuugu.html>

(2) 参加表明書、提案書等

- ア 提出期限 本要項3「募集及び企画提案競技スケジュール」のとおり
- イ 提出先 本要項11の宛先のとおり
- ウ 提出方法 電子メール(提出後は到着確認を電話で必ず行うこと。)
- エ 受領通知 受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知する。

(3) 提出物

		提出様式等
1	参加表明書 (共同企業体の場合：共同企業体協定書の写し)	様式 2 (共同企業体協定書は 任意様式)
2	事業所概要 (共同企業体の場合は構成員それぞれで提出すること)	様式 3
3	(一社) 日本公園施設業協会発行の SP マーク表示認定 企業認定書の写し	認定書の写し
4	応募者の業務実績調書	様式 4
5	提案書及び添付書類 (添付書類) ア 提案内容の概要図 (完成予想イラスト) イ 遊具の安全性を説明する資料 ウ 遊具設置後 15 年間の維持管理経費を説明する資料 エ その他必要に応じた補足説明資料	様式 5 ア A3 サイズ イ 任意様式 ウ 任意様式 エ 任意様式
6	施工計画書 (行程計画、施工方法等がわかるもの)	任意様式
7	公園施設製品安全管理士実績調書	様式 6 認定書の写し
8	見積書及び内訳書	様式任意

※上記 1～8 を PDF 形式で 1 ファイルにまとめて提出すること。

※企画提案については、1 者につき 1 提案に限る。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

6 現地説明会および現地視察

本企画提案競技に関し、現地説明会は実施しない。現地視察を希望する場合には、事前に
本要項 11 の問い合わせ先に連絡の上、日程調整のこと。

7 質疑応答

(1) 受付方法

- ① 提案を行うにあたり、疑義が生じた場合は、質問書 (様式 1) を電子メールにて
提出すること。
- ② 質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メール (以下「受付完了メール」という。)
を送信する。受付完了メールが届かない場合は、事務局まで問い合わせること。
- ③ 本要項 3 「募集及び企画提案競技スケジュール」の質問票受付期限までに提出すること。

(2) 回答

- ① 質問に対する回答は、大分県庁ホームページに掲載する。
- ② 回答予定日は、本要項 3 「募集及び企画提案競技スケジュール」に記載の日とする。

(3) その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

8 審査及び結果通知

(1) 一次審査 (書面審査)

- ① 本要項 4 「応募資格」に関する資格審査と、別添「審査基準」の「5 事業の実

施体制、スケジュール」「6 事業費」について審査を行う。

- ② 資格審査の結果は、本要項 3「募集及び企画提案競技スケジュール」に記載の日に電子メールで通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション、質疑応答)

- ① 事前提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこと。
- ② 企画提案書等の審査は、以下に定める審査委員会に諮り、候補者を選定する。
日時：本要項 3「募集及び企画提案競技スケジュール」に記載の日
場所：大分農業文化公園内 都市農村交流研修館 研修室
内容：プレゼンテーション 15 分以内 質疑応答 15 分程度
※P C (事前提出した企画提案書の電子データを保存したもの)、P C モニターは事務局にて用意する。
※審査委員会の詳細は、提案者に対して個別に連絡を行う。

(3) 審査方法

別添「審査基準」の「5 事業の実施体制、スケジュール」「6 事業費」以外の項目について審査を行う。

(4) 審査結果

企画提案書の提出のあった者全てに対してメールで通知する。
通知日は、本要項 3「募集及び企画提案競技スケジュール」に記載の日とする。

(5) 最優秀提案者

最優秀提案を行った者を候補者とする。ただし、候補者との契約が成立しない場合は、次点の者を候補者とする。なお、応募者が 1 者のみの場合、審査結果において基準点 (60 点) を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

また、候補者が公正を欠いた行為をおこなったと審査委員会が認めたときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提案書等の内容に関する協議を行った後、地方自治施行例第 167 条の 2 に規定する随意契約の方法により契約を締結する。

10 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は、選定業務以外に使用しない。企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(3) 県と受託者の協議により、提案された企画の内容の一部を変更する場合がある。

- 1 1 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問合せ先
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁本館9階
大分県農林水産部 地域農業振興課 地域連携・世界農業遺産推進班
TEL 097-506-3582 / E-mail a15060@pref.oita.lg.jp